

第 2 号

令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157,149千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		25	△ 10	15
	1 一般会計 繰入金	25	△ 10	15
2 繰越金		5,817	549	6,366
	1 繰越金	5,817	549	6,366
3 諸収入		689,636	△ 157,688	531,948
	1 貸付金 元利収入	686,336	△ 157,988	528,348
	2 雑入	3,300	300	3,600
歳入合計		695,478	△ 157,149	538,329

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		11,291		11,291
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	11,291		11,291
2 公 債 費		635,083	△ 146,524	488,559
	1 公 債 費	635,083	△ 146,524	488,559
3 諸 支 出 金		49,104	△ 10,625	38,479
	1 繰 出 金	49,104	△ 10,625	38,479
歳 出 合 計		695,478	△ 157,149	538,329

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和5年度	千円 484